

### 【資料3】 法律事務所ヒロナカ捜索事件の事実経過一覧

- ・東京地裁保釈条件に従って、法律事務所ヒロナカは以下をゴーン氏に提供していた。
- ・使用許可:会議室、机、貸与パソコン、キャビネット2個
- ・使用目的:来訪者との面談、刑事事件に関する検討、食事等

#### 2020年1月8日

午前10時30分頃 検察来所、貸与パソコン捜索差押令状呈示。押収拒絶権行使、捜索拒絶。約1時間押し問答後検察退去

2020年1月16日 弘中惇一郎、高野隆弁護士らゴーン氏の会社法違反など被告事件での弁護士辞任

#### 2020年1月29日

午前10時頃 検察来所、捜索差押令状呈示

- ・被疑者:ゴーン氏ほか4名
- ・被疑事実:ゴーン氏の出入国管理法違反、その他:出入国管理法違反(幫助)、犯人隠避
- ・捜索場所:法律事務所ヒロナカとその付属施設
- ・差押さえるべき物:(1)ゴーン面談来所者・接触関係資料、(2)パソコン関係資料
- ・検察とのやりとり

所員主張/押収拒絶権行使 + 捜索拒否

検察主張/捜索拒絶不可、業務上委託物以外の存在、面会簿原本秘密性解除

検察主張/強行手段行使可能、面会簿原本受取拒否、捜索主張

所員主張/強行手段違法、面会簿交付

午前11時30分頃 検察、事務所裏口から開錠侵入、正面入口開錠侵入

所員主張/侵入抗議、退去要求

検察主張/不退去滞留。折衷説(個別確認要求)

午前12時頃 検察の強行捜索を避けるため、弁護士は弁護士執務その他スペースへ移動

午後1時55分頃 ゴーン氏に提供していた会議室鍵破壊開錠・侵入

検察主張/「所員主張の物しかないかどうかわからない」「押収を拒絶できない物の存在を探す」

キャビネット強行開錠・内容確認

午後 2 時 48 分 会議室内捜索終了。捜索差押調書署名拒否

午後 3 時頃 検察退出

以上